

介護報酬 改正点の解説

定価 本体4,500円+税/A4判・約1,150頁
ISBN978-4-7894-7073-5 C3032 ¥4500E



商品No.70063

介護報酬改定の関連資料などの最新情報を集成 新報酬のポイントを明快に提示した担当者必携の書

- 平成30年4月の介護報酬改定の概要、すべてのサービスについての介護報酬（単位数表）・指定基準の新旧対照表、関係告示・関係通知の改正点を審議会等での資料にもとづき集成します。
- 改定対応業務のための定本として、改定の概要、単位数表・新旧対照表の重要資料は、2色刷りで改正点が明快にわかるように作成するなど、実務に活用しやすい一冊です。

本書の構成（予定）

I 平成30年度介護報酬改定の概要

- (1)基本的な考え方
- (2)各サービスの報酬・基準見直しの内容
- (3)地域区分と1単位の単価

II 介護給付費単位数表等新旧対照表

- (1)居宅サービス
- (2)居宅介護支援
- (3)施設サービス
- (4)介護予防サービス
- (5)地域密着型サービス
- (6)地域密着型介護予防サービス
- (7)介護予防支援

III 介護報酬の算定構造

- (1)居宅サービス・介護予防サービス
- (2)地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス
- (3)居宅介護支援・介護予防支援
- (4)施設サービス

IV 施行規則・基準省令の改正

V 関係告示・関係通知

- (1)単位数表の留意事項通知
 - ①訪問通所サービス・居宅介護支援
 - ②短期入所サービス・施設サービス
 - ③介護予防サービス
 - ④地域密着型（介護予防）サービス
- (2)指定基準の解釈通知
- (3)その他の関係通知

VI 参考資料

1-1 指定居宅サービス費用算定基準 新旧対照表

現行	改正
<p>1-1-1 指定居宅サービス費用算定基準 新旧対照表</p> <p>○指定居宅サービスに関する費用の算定に関する基準（平成十二年厚生省令第19号）</p> <p>一 指定居宅サービスに関する費用の額は、別掲指定居宅サービス報酬計算表の額により算定するものとする。</p> <p>二 指定居宅サービスに関する費用（別掲短期入所療養介護に係る報酬計算表（特定事項に係るものに限る。）及び別掲療養介護に係る報酬計算表（特定事項に係るものに限る。）及び別掲療養介護に係る報酬計算表（特定事項に係るものに限る。）を除く。）及び別掲療養介護に係る報酬計算表（特定事項に係るものに限る。）を除く。）の額は、別掲費用算定基準の一単位当たりに定める単位数を算じて算定するものとする。</p> <p>三 第二の項の規定により指定居宅サービスに関する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てて計算するものとする。</p>	<p>○指定居宅サービスに関する費用の算定に関する基準（平成十二年厚生省令第19号）</p> <p>一 指定居宅サービスに関する費用の額は、別掲指定居宅サービス報酬計算表の額により算定するものとする。</p> <p>二 指定居宅サービスに関する費用（別掲短期入所療養介護に係る報酬計算表（特定事項に係るものに限る。）及び別掲療養介護に係る報酬計算表（特定事項に係るものに限る。）を除く。）及び別掲療養介護に係る報酬計算表（特定事項に係るものに限る。）を除く。）の額は、別掲費用算定基準の一単位当たりに定める単位数を算じて算定するものとする。</p> <p>三 第二の項の規定により指定居宅サービスに関する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てて計算するものとする。</p>

1-1-2 介護予防訪問介護費

現行	改正
<p>イ 介護予防訪問介護費（Ⅰ）</p> <p>要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 （1月につき 1,168単位）</p> <p>ロ 介護予防訪問介護費（Ⅱ）</p> <p>要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 （1月につき 2,336単位）</p> <p>ハ 介護予防訪問介護費（Ⅲ）</p> <p>要支援2 認知症を越える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 （1月につき 3,704単位）</p> <p>ニ 初回加算 （1月につき +200単位）</p> <p>ホ 生活機能向上連携加算 （1月につき +100単位）</p>	<p>イ 介護予防訪問介護費（Ⅰ）</p> <p>要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 （1月につき 1,168単位）</p> <p>ロ 介護予防訪問介護費（Ⅱ）</p> <p>要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 （1月につき 2,336単位）</p> <p>ハ 介護予防訪問介護費（Ⅲ）</p> <p>要支援2 認知症を越える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 （1月につき 3,704単位）</p> <p>ニ 初回加算 （1月につき +200単位）</p> <p>ホ 生活機能向上連携加算 （1月につき +100単位）</p>

1-1-3 介護報酬の算定構造

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 身体介護	120分未満 (165単位)	120分以上30分未満 (245単位)	30分以上1時間未満 (380単位)	1時間以上 (564単位)	120分以上30分未満 (183単位)	1245分以上 (225単位)	ハ 通院乗降加算 (1回につき 97単位)	ニ 初回加算 (1月につき +200単位)	ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)	イ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) (1月につき +所定単位数×86/1000)	ロ 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) (1月につき +所定単位数×48/1000)	ハ 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) (1月につき +の90/100)	ニ 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (1月につき +の80/100)

1-1-4 介護予防訪問介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防訪問介護費 (Ⅰ)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 （1月につき 1,168単位）	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 （1月につき 2,336単位）	要支援2 認知症を越える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 （1月につき 3,704単位）	ニ 初回加算 (1月につき +200単位)	ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)	イ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) (1月につき +所定単位数×86/1000)	ロ 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) (1月につき +所定単位数×48/1000)	ハ 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) (1月につき +の90/100)	ニ 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (1月につき +の80/100)	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護

どの項目がどのように改正されたのかわかりやすい新旧対照形式で情報を提示